

佐賀県告示第 63 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 30 年 2 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐賀市 大和町 大字梅野	上梅野(305 -017) 井手ノ原-1(305 -018_1) 井手ノ原-2(305 -018_2) 上二区1(305 -006) 上二区3(305 -007) 上二区2(305 -008) 井手原2(305 -009) 柚木川-1(305 -011_1) 柚木川-2(305 -011_2) 上一区4-1(305 -012_1) 上一区4-2(305 -012_2) 上一区3(305 -014) 上一区2(305 -015) 上一区1-1(305 -016_1) 上一区1-2(305 -016_2) 上一区1-3(305 -016_3)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	中村川1(305 -072) 上梅野一区川1(305 -073) 井手の原川1(305 -074) 上梅野一区川2(305 -031) 三反田川6(305 -033) 井手の原川2(305 -034)	土石流	

	井手の原川 3 (305 -035) 井手の原川 4 (305 -036)	
佐賀市 大和町 大字松 瀬	仲- 1 (305 -003_1) 仲- 2 (305 -003_2) 仲- 3 (305 -003_3) 仲 2 - 1 (305 -004_1) 仲 2 - 2 (305 -004_2) 仲 3 - 1 (305 -005_1)	急傾斜地 の崩壊
	三反田川 1 (305 -023) 三反田川 2 (305 -024) 三反田川 3 (305 -025)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)